

平成15年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成15年9月16日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年9月17日 午前10時00分
	延 会	平成15年9月17日 午後 4時54分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	病院事務長	古川福一
助役	大沼隆	特別養護老人ホーム施設長	藤田稔
収入役	黒田庄司	デイサービスセンター施設長	玉田勝幸
総務課長	田辺正保	監査委員	今村實
行財政課長	斉藤健一	監査事務局長	阿野幸男
まちづくり推進課長	福田美樹夫	教育長	富澤泰
税務課長	大野榮司	教委管理課長	柿崎修一
町民課長	久保一將	教委生涯学習課長	松浦正之
保健福祉課長	大平裕一	教委体育振興課長	大野繁嗣
環境政策課長	松澤武夫	農委事務局長	藤田稔
農政課長	西野清	建設課長補佐	倉知敏春
水産課長	大崎広也		
商工観光課長	高根行晴		
建設課長	北村誠		
水道課長	山崎国雄		

1. 会議録署名議員

13番	菊池賛		
14番	田宮勤司		

1. 会期

9月16日から9月18日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

議 長	<p>ただいまより平成15年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番菊池議員、14番田宮議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。</p> <p>初めに、12番、谷口議員の一般質問を行います。</p> <p>12番、谷口議員。</p>
12番	<p>本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3項目について町長にお伺いをいたします。</p> <p>まず、第1点目は、雇用対策についてお伺いいたします。</p> <p>依然として厳しい雇用情勢が続いておりますが、町内の雇用状況とこれからを担わなければならない青年の雇用問題が今、大きな社会問題になっておりますが、青年の雇用がどのようなになっているのか。</p> <p>さらに、北海道が一村一雇用事業を進めておりますが、町内での活用についてどのようなになっているかお伺いをいたします。</p> <p>さらに、緊急地域雇用創出特別交付金制度の活用状況についても説明をお願いいたします。</p> <p>次に、防災訓練と防災対策についてであります。今月5日には町内一斉の防災訓練が行われましたが、今回はどのような訓練が行われたのか、その結果、どのような成果、教訓が得られたのか。</p> <p>また、今回の訓練は地震、津波を想定しての訓練であります。今年には台風被害が全国であり、つい最近も台風10号による日高や十勝での被害がありましたので、このようなことも想定した対策訓練も必要ではないかと考えますが、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。</p>

3点目は、平和への取り組みについてお伺いいたします。

あと2年で戦後60年を迎えるわけですが、現在、厚岸町が取り組んでいる平和への取り組みについてご説明をお願いいたします。

2点目として、矢臼別演習場での米海兵隊の攻撃訓練が今行われておりますが、自衛隊、海兵隊の訓練について現在までの訓練状況について説明をお願いいたします。

3点目は砂防ダムについてであります。

砂防ダムについては、現在、矢臼別演習場別寒辺牛川水系土砂流出対策等検討委員会において会議が進められておりますが、この調査検討について現在までの経過と今後の検討委員会の進め方についてどのようになっているのか、お伺いをいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

おはようございます。

12番、谷口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の雇用対策についてのうち、まず、町内の雇用状況と特に青年の雇用対策についてのお尋ねでございますが、我が国の経済は、長引く景気の低迷により、国の完全失業率が過去最高を記録するなど、大変厳しい雇用情勢が続いております。

一方、当町の雇用状況については、景気の低迷に加え、北洋サケ・マス出漁船の減少、さらに、地元経済に大きな影響があります公共事業の減少で、一段と経営環境の悪化が予想されるなど、引き続き厳しい状況であります。

また、雇用面におきましては、ハローワークレポート資料によりますと、釧路管内の有効求人倍率は0.35倍と前年同月と同率となっております。

このような状況の中で、町内の今年3月の新規高等学校卒業者は、両校合わせて123人に対しまして、進学者56人、就職希望者67人のうち就職者59人で、決定率88%となっております。未就職者8人については、現在、アルバイト生活をしながら求職活動をしている状況にあります。

青年の雇用対策の取り組みとしては、昨年12月に設置しました「厚岸町雇用対策連絡会議」を今年7月7日に開催しまして、雇用情報や情報交換を行い、出席した各関係団体に地元の採用をお願いいたしましたところであります。

なお、このように厳しい雇用状況の中にもありながらも、幸いにして町内に新規開

業・開店された事業所がありまして、そこでは若年者を中心に約30人の新たな雇用が図られるなど明るい兆しが見られているところでもございます。

次に、道の一村一雇用事業にどのように取り組むのかとお尋ねでございますが、この一村一雇用おこしについては、高橋はるみ道知事の重点施策の1つでありまして、事業内容については、「まちづくり」、「地域おこし」に関連した新規開業・新規事業を民間企業や民間非営利団体（NPO）が行って、新規に住民らを雇用した場合、その事業所に道が助成する仕組みであります。

この一村一雇用おこし事業は、新規開業・新規事業展開により、新たな雇用を創出する事業が対象であり、実施期間は平成15年度から平成18年度までの4年間となっております。

なお、この事業は、8月下旬に事業の骨子が固まったことにより事業の取り組みがおくれており、現在、平成15年度事業要望として、事業の周知、普及を図るため、商工会を初めとした産業・経済団体や各事業者への要望についての周知のためのリーフレットの送付を実施、また、役場のカウンターにリーフレットを置き、来庁する事業者に周知、さらに、商工会だよりで掲載したり周知を図っておりますが、今のところ事業要望については1件の問い合わせがあっただけであります。

なお、仮に、平成15年度について事業要望がなくとも、この事業は平成18年度までの4年間の事業のため、その都度、各事業者へ周知しまして雇用の創出を図ってまいりたいと存じます。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金制度の活用成果のお尋ねであります。この緊急地域雇用創出特別対策事業、いわゆる雇用交付金事業につきましては、平成11年10月に事業が創出され、当町においては平成12年度から平成14年度まで事業を実施しております。この間、7本の事業を実施しまして、総事業費 2,644万 4,428円で、全雇用47人のうち28人の新規雇用が図られております。

さらに、平成15年度の事業としては、障害児指導員配置事業ほか2本の事業で、事業費合計 1,523万 4,000円を予定しております。このことにより、全雇用16人のうち13人の新規雇用が図られる予定であります。

次に、2点目の防災訓練と防災対策についてお答えをいたします。

まず、今回の防災訓練の内容と結果、今後についてであります。本年8回目となる今回の防災訓練は、9月5日に地震と津波を想定して、前年と同様に平日の午

前11時から全町的に実施したものであります。

訓練の内容は、避難訓練を主とするものでありますが、消防署員の指導による心肺蘇生などの応急手当訓練を住の江山の手及び門静神社避難場所において行ったほか、消火器による消火訓練を厚岸小学校と真龍小学校の2カ所で行い、非常食の実演も厚岸赤十字奉仕団の協力参加のもと、厚岸小学校、真龍小学校、住の江山の手及び門静神社避難場所の4カ所で行っております。

さらに、備蓄倉庫にある防災用テントの設営訓練も松葉地区集会所避難場所で行っております。また、住の江山の手自治会では、独自にテント設営などの避難者を援助するため積極的な活動が展開されております。

役場におきましては、ほとんどの職員の訓練参加が行われており、訓練災害対策本部の設置及び対応指示に基づく、職員の各避難所への配置や無線による情報伝達訓練などを行ったところであります。

なお、防災無線による住民への情報伝達には、役場基地局のほか味覚ターミナルに設置の予備局の活用も行いました。

今回の避難訓練への参加人数は、児童生徒が1,652名、大人が531名であり、昆布漁が行われたにもかかわらず、昨年より大人で18名の増加を見ております。

また、役場や消防署、警察署の訓練従事人員を加えた訓練総参加者は、2,352名で昨年を43名上回る結果となっております。

今後の教訓についてであります。これまでの訓練と同様に、各避難所において参加者から聞き取りアンケートや避難場所配置職員からの意見集約を行っておりますが、参加者が少ないとの声とともに、特に訓練時間や曜日などでさまざまな意見が寄せられており、今後も可能な調整に努めてまいりたいと考えております。

訓練への町民参加につきましては、地域差はあるものの毎回特定の方が近くの設定場所に個々に避難されている状況が見受けられ、一般住民の組織だった避難行動が薄いように感じられます。実際の災害避難時には、地域の方々が助け合いながら適切な行動をすることが大事であり、そのためにも地域の自主防災組織の円滑な活動が必要となります。この組織だった活動訓練をいかに取り組んでいけるかが、今後における大きな課題であると考えます。

全町的な訓練を行う上で非常に難しい課題ではありますが、今後において、より効果的な訓練の展開ができるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、台風など地域ごとの防災対策を考えなければならないのではないかとのお尋ねについてであります。さきの台風10号では、全国的に大きな被害をもたらしましたし、幸い当地域の被害は極めて軽微であったものの、道内でも各地で記録的な豪雨による大きな被害が発生し、防災体制の不備が指摘されております。

台風などの気象災害では、高潮や高波のほか、河川のはんらん、土石流の発生、地すべりやがけ崩れなどによる被害が考えられますが、厚岸町地域防災計画の中には危険区域の設定を行っており、防護対策の施設整備も進められてきております。しかし、河川の水位測定箇所もごく限られているなど、観測体制が不十分な面もあり、いつどこでどの程度の被害が出るのか、気象状況に応じた災害発生の予測が極めて難しい現状があります。さきの台風災害におきましても、この観測体制と情報伝達の不備などが指摘されており、これを教訓に開発局や土木現業所においても体制の整備を急務として取り組みが始まっております。

地域の防災対策におきましては、災害を未然に防ぐための危険箇所の施設整備の推進はもちろんでありますが、地域の特性に応じた災害規模をいかに予測し、早期に避難行動を起こすかが求められているところであり、これらの対応につきましては、さらに関係機関との連携を強めながら、適切な計画の策定と効果的な運用が図れるよう、さらに検討を加えてまいりたいと存じます。

次に、3点目の平和への取り組みと矢臼別演習場についての質問であります。

最初に、あと2年で戦後60年を迎えるが、厚岸町の平和への取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

多くの犠牲者を伴った、あの忌まわしい太平洋戦争が終結してから半世紀を過ぎているところでありますが、今、世界では、その後の冷戦構造の終結とともに新たな内戦や地域紛争が発生し、また、卑劣なテロ行為の多発や戦争が相次いでおり、まことに残念な思いであります。

戦後、我が国では、悲惨な戦争を二度と起こしてはならないとの、国民の思いと努力のもと、見事な復興と発展を遂げてきました。これも平和を享受できたことにより成し得たものと思っております。

例年、8月15日の終戦記念日の前後において、テレビや新聞などのマスメディアでは、特集番組の放送や記事が掲載され、多くの国民が改めて戦争の悲惨さや平和のとうとさを思い起こしたり感じ取っているものと存じます。このような取り組み

が、あの悲惨な戦争体験を風化させないために、大いに効果を発揮しているものと感じております。

厚岸町におきましても、毎年、広島・長崎の原爆投下日には、サイレン吹鳴をもって町民に黙とう参加を呼びかけておりますし、戦没者追悼式を挙げてきておりますが、これは今後も継続し、町民こそって戦争犠牲者への冥福と恒久平和を祈ってまいりたいと思っております。

また、戦後50年を迎えた平成7年には、町広報紙の紙面で特集記事が生まれ、厚岸町での戦争体験をつづる貴重な資料としても高い評価を得ておりますが、このような取り組みや、これらの資料の活用につきましても機会をとらえながら押し進めていきたいと考えております。

ご承知のとおり、厚岸町では昭和62年に議会の決議を経て「核兵器廃絶、平和の町の宣言」が行われております。この精神をしっかりと次の世代に伝えていかなければならないと考えておりますし、平和教育の徹底や命をとうとぶ人間形成、人と人・心と心を結びつけ相互理解を深める国境を越えた交流を促進し、地域として国際平和へ貢献できる道を、これからも探求してまいりたいと思います。

次に、陸上自衛隊矢白別演習場で自衛隊、海兵隊の訓練内容についてのお尋ねについてであります。矢白別演習場における自衛隊射撃訓練等につきましては、毎月2度の事前周知がされておりますが、自衛隊が装備する各砲種の射撃訓練や爆破訓練などが行われており、これによる昨年の訓練日数は111日で、各種の射撃砲弾数は、延べで約4万5,600発となっております。

一方、米海兵隊が昨年行った射撃訓練日数は10日間で、2,148発の砲弾数となっております。この数がさらに加わっております。

本年度における矢白別演習場での米海兵隊射撃訓練の実施は、本年1月15日に防衛施設庁から公表されておりましたが、訓練の具体的な日程や規模等につきましては、8月1日に札幌防衛施設局から通知があり、さらに、9月5日に行われたの米海兵隊からの事前説明会や10日に行われた公開射撃訓練において、訓練内容の説明が行われているところであります。

今回の米海兵隊射撃訓練につきましては、既に開始されておりますが、9月9日から22日までの14日間のうち10日間というもので、気象などの影響を受けなければ、初めの10日間で連続して終えたいという説明を受けております。

また、今回の部隊規模は、2個射撃中隊を主する大隊規模で、昨年同様に隊員総数 420名、車両数約 100両であります。射撃訓練に使用する 155ミリ榴弾砲の砲門数は、昨年 の 8 門 対 し、今回は日米合意がされている最大数の12門となっております。

なお、夜間射撃訓練については、どうしても必要な訓練であるとして10日間の全射撃日程において実施予定とのことで、自衛隊が行っている訓練と同様に午後9時30分までには終了させるとのことです。

最後に、砂防ダムについてその後の経過についてであります。第2回定例会において「矢白別演習場・別寒辺牛川水系土砂流出対策検討委員会」の設置第2回検討委員会開催経過と今後の方向性までについて答弁させていただいております。

その後の経過としては、今定例会に上程しておりますが、札幌防衛施設局と協議し、平成14年6月19日付議決を得た工事請負契約、フッポウシ川砂防ダム建設工事の1期工事分は2カ年国債事業により工期が本年10月31日までとなっておりますが、今後の検討委員会の調査・検討や方向などを考えると、砂防ダム本体に係る基礎工や堤体工を取りやめ、工事用道路のみを完成することとし、議決の変更をお願いしているところであります。

また、検討委員会は本年11月には3回目の検討委員会を予定しておりますし、平成16年度においても別寒辺牛川流域特性の把握や新たな土砂流出対策の検討が考えられているところであります。

以上でございます。

議 長

12番。

1 2 番

今、町長からご答弁をいただいたんですが、雇用の問題がやはり今、非常に深刻な状況にあるのではないのかなというふうに考えられます。特に町内で言えば、厚岸町内において就職をすることがなかなか困難な状況にあるということであり、それがやはり町内の高校の卒業生の就職状況にもあらわれているのではないのかなというふうに思います。

今、フリーターというのが随分多くなっている、それからフリーター自身がこれが何か社会現象みたいになっているんですけども、これをやはりきちんと変えていくことが大事ではないかなというふうに思うんですけども、結果的にフリーターという仕事を進めていくことによって、安定した生活を進めていくということは

なかなか困難になっていくのではないかと。そういうことがさらに一層今後、こういう人たちを含めて少子化に進んでいくというようなことも懸念されているわけであります。

それとやはり、地域の産業をきちんと支えていくには、それなりの体制が必要ではないのかなというふうに私は考えます。

そういうことからいって、なお一層の青年の雇用創出、こういうことが必要になってくるというふうに考えます。

そこで、今、北海道が鳴り物入りで進めようとしている一村一雇用事業なんですが、この事業は4年間で一雇用事業しか進めることができないのか、あるいは年度を越えることによって新しい事業が展開できるのか、その辺はどういうふうに押さえておられるのか、ご説明をお願いしたいというふうに考えます。商工会なんかも積極的にアピールもしているわけですがけれども、これらの事業についてももう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに考えます。

それから、2つ目の防災訓練の問題についてお伺いしたいんですが、今回、今、町長が説明されましたけれども、地震、津波、これを想定した避難訓練が行われているわけですが、私も町内会の役員をやっているということから、こういうことに積極的に参加をしているわけですが、残念ながら、やはり全町的には昨年より伸びているというように言われましたけれども、参加する人が年々減少しているのが実態ではないのかなというふうに考えます。それにはやはり今、早朝でなくて11時からの訓練というふうになっています。

そういうことで、災害というのはやはりいろいろな形態であるわけですから、11時に地震、津波が発生するというだけではないわけですから、あるいは夜にあったり、あるいは早朝にあたりということだし、あるいはチリ地震津波みたいにはるかかなたで地震が発生して、津波が襲来するというようなことが、さまざまなパターンが考えられるんですけれども、それらについてどう対応するのかということも含めてやはり考えていかなければ、緊張感というか、マンネリ化した防災訓練になってしまうのではないかと。せっかくいろいろなことを考えてやられているし、あるいは先ほどの町長の説明にもありましたけれども、日赤奉仕団やあるいは住の江山の手自治会の方々の協力だとか、そういう積極的な協力を引き出しながら、やはりいろいろなパターンを考えた防災訓練が必要になってくるのではないのかなというふう

に思うんですけれども、それについてどう考えているのか、お伺いをいたします。

それと、台風だとか大雨だとか、こういうことに対する訓練もやはり必要ではないのかなというふうに私は考えます。町長の説明にもありましたけれども、厚岸町内においてもやはり観測体制だとか、あるいは情報の伝達についてはまだ確立されていないのではないのかなというふうに思うんですけれども、それらについて実際の、もしあのような大雨、台風が来たときには対応できる、そういうマニュアルシステムができていくのかどうなのか、その辺についてももう一度お尋ねをいたします。

さらに、関係機関との連絡、情報の伝達体制がどうなっているのか、お伺いをしたいと考えます。

平和への取り組みの問題なんですけど、今、町長から説明をいただきました。厚岸町も原爆投下日、あるいは終戦記念日、この辺での取り組み、あるいは戦没者への追悼行事、こういうことが行われているということが説明されました。そこで、今の国際情勢等にも町長が触れておられましたけれども、やはり今、非常に世界中で平和への問題に対する関心が非常に強くなっているのではないのかなと。テロへの対応ということでアフガニスタンや、あるいはイラクであのような戦争が行われたり、その結果、今大変な状況が続いているわけですけれども、今年の広島の前原爆記念日に平和宣言を広島の市長が行っているわけですけれども、その中に今の問題で国連憲章や日本国憲法さえも存在しないような言動が世を覆い、時代はまさに戦後から戦前へと大きくかじを切っているような表現をして、米主導のイラク戦争が明らかにしたように、戦争が平和だとの主張があたかも真理であるかのように喧伝されているというふうに言っているわけです。そういうことで、残念ながら開戦の口実だった大量破壊兵器もまだ見つかっていないということを言い、そういう状況で核戦争や戦争の悲惨さというのが非常に大変なものだということで、ブッシュ大統領や朝鮮の金総書記などに、ぜひ広島なんかを訪れてほしいということを言い、そして世界中の人たちに訴えながら、特に政治家や宗教者、学者、作家、ジャーナリストや教師、芸術家、スポーツ選手などに影響力を持つ皆さんに呼びかけたいということを訴えているわけです。こういうものをやはり私たちがしっかりつかまえて、この問題で積極的に取り組んでいくということが大事ではないのかなと。

先ほど町長もおっしゃっておられましたけれども、昭和62年に厚岸町が宣言を行っているわけですけれども、いつの間にか、この厚岸の広報から、以前は厚岸町で

各宣言を、この厚岸広報の1面に載せていたんですけども、それがなくなってしまった。やはり厚岸町はこういう町なんだということを示していくことも大事なことでないのかなというふうに考えますけれども、それについてどのように考えているか。さらに、今後の取り組みについてももう一度お伺いをしたいというふうに考えます。

次に、自衛隊の演習場の演習状況なんですが、自衛隊と海兵隊で120日ぐらい訓練が行われていると。そして4万4,800発近くの砲弾があそこでは訓練として砲撃訓練が行われているという説明がされました。今、海兵隊が訓練を行っているんですけども、町長が説明されておりますように今回、人員あるいは車両は昨年と同規模、ただ155ミリの榴弾砲が12門と、これは過去最高ですね。そして、大隊規模で2個大隊が演習を行っているということなんですけれども、今、国内で分散実施されているわけですけども、沖縄と同質同量ということなんですけれども、沖縄と同質同量ということで厚岸町は砲撃訓練の受け入れを決めたわけですね。それで、厚岸町議会がその判断材料にしたのは、そして厚岸町もこういうことならいいだろうということで受け入れを決めたのは、訓練規模等について条件事項は、射撃訓練回数は年1回を超えないこと、またその日数は最大10日以内とし、訓練規模は最小限とすることということなんです。それで、防衛施設庁が回答してきたのは、要するに10日以内でやると。それから訓練規模については最大でも人員は300名ということなんです。そして榴弾砲は12門だからこの回答と合致しているわけですけども、車両は約60台であるというふうに答えてきている。これに対して厚岸町や厚岸町議会は受け入れを決めているわけです。

そこで、今回、車両は100両、それから砲数は12門、人員は420名、こういうことになったいきさつについて、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに考えます。

それから、今年の演習内容の特徴なんですけれども、今まで夜間訓練というのは非常に控え目に行われていたということなんですけども、今回は非常に夜間訓練が激しく行われている。それも毎日のように行われているということなんです。それで、これについては今まで夜間訓練をしない日もあったんです。ところが、今回は夜間訓練が毎晩行われているということなんですけれども、これらに対しては地域の産業のことを考えると、やはり中止していただくような要請を強くすべきではないの

かなというふうに考えますけれども、どのように考えているかお伺いをいたします。

それから、砂防ダムの問題なんですが、これについてはやはり町民にきちんと知ってもらうことが大事ではないのかなというふうに考えます。この後、3回目の検討委員会が開かれるということになっておりますけれども、今までの検討委員会の報告は札幌防衛施設局のホームページで公開されております。これはやはり厚岸町と防衛施設局が検討委員会を設置しているわけでしょう。防衛施設局が検討委員会を設置しているわけではないんです。厚岸町と防衛施設局が検討委員会を設置しているわけですから、このホームページについては、やはり厚岸町もきちんとホームページで公開すべきではないのかなというふうに考えますけれども、その点についてはどのように考えているかお伺いをいたしまして、私の2回目の質問を終わらせていただきます。

議 長

商工観光課長。

商工観光
課 長

まず1点目の雇用対策につきましては、厚岸町雇用対策連絡会議を通しまして新卒者のみならず若年者に対しても各団体への地元の採用をお願いしまして、1人でも多く雇用の場を確保を図ってまいりたく、ご理解願います。

次に、2点目の一村一雇用の関係でございますけれども、これにつきましては、原則4年間で1町村1事業でございます。

なお、各市町村より要望がなかった場合、一村一雇用でなく一村二雇用なり三雇用になるということで、支庁から聞いております。

事業の中身ですけれども、まず町長の答弁でもお話ししましたように補助対象者は中小企業者、または中小企業団体、中小企業団体と申しますのは事業組合なり企業組合でございます。またNPO法人、あと社会福祉法人、任意組織のNPO等でございます。補助対象事業としましては、市町村の地域づくり計画に沿ったもの、例えば町の総合計画とか、そういう部分に沿ったものであれば、なおかつ新規開業及び事業展開を行う事業者であればこの事業が可能ということでございます。

あと、補助対象経費としましては2つの対象経費がございます。まず1つ目としましては、いわゆる設備資金、建物、機械装置等、あと運転資金、広告宣伝費、あと建物を借りる賃借料のほか、研究開発費が対象となっております。

そのほか2つ目としましては、新規雇用される人に対する賃金も補助対象となっております。

補助率ですけれども、2分の1以内でございます。ただし、上限がございまして限度額は250万円でございます。賃金につきましては30万円、あとパート労働者につきましては10万円でございます。

あと、雇用要件ということがございまして、3万人以上の市町村の場合は3人以上の雇用を図りなさいということでございます。なおかつ、3万人未満の市町村は2人以上となっております、厚岸町の場合は2人以上の雇用が必要でございます。

あと、実施期間でございますけれども、平成15年から18年度までの4年間でございまして、今年度の事業につきましては2億円を予定しております、道では50件で1事業400万円を予定しているようでございます。

以上でございます。

議 長
総務課長

総務課長。

まず、防災訓練の方からお答え申し上げたいと思います。

おっしゃれるように参加の人員につきましては、減少傾向にあるというのが状況でございます。ここ数年は少し均一化してきているというような状況ですけれども、この訓練を始めた当初から比べますと非常に落ちてきているという状況でございます。

それで、そういうようなこともありまして、昨年からは実は訓練方式をご案内のように変えさせていただいたと。それまでには休みの日の早朝というような形の中で実施をさせていただいたわけでございますけれども、昨年から形態を変えさせていただいたというようなことでございます。11時からの訓練ということで、訓練のこの時間帯、あるいは曜日というような部分で参加者からアンケートもとってございます。ただ、参加者というのはこの曜日、この時間帯に参加されてきた方々のアンケートでございますので、意見の偏りというのはありますけれども、参加された方々についてはおおむねこの時間帯が望ましいというようなことでございます。

ただ、一方の中で平日のこの日中の時間帯、実はここでやることによりまして小学校の児童であるとか、あるいは保育所、幼稚園の園児なども参加ができているということでございます。訓練参加者からは、やはりこういう一番心配な子供たちがこういう形で参加がされているという部分については、非常にこの危険を考えると望ましい形だというようなご意見もいただいております、今年度も引き続き同様の形で行わせていただいたというのが状況でございます。

それから、マンネリ化しているために参加者が少ないのではないかと、確かにそういう部分もあろうかと思えます。こういう避難訓練というのは繰り返し同様の行動を起こすことによって、身をもってその緊急時の行動を身につけるというようなことになるわけでございます。ただ、おっしゃられるようにいろいろなパターンを考えながら参加を促すようにというご意見につきましては、私どももそのように考えております。今後の訓練を進める上ではそういった各種パターン、また検討しながら進めてまいりたい、このように思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

それから、台風、大雨を想定した訓練、これまでのところ行っていないのが実態でございます。

それから、先ほど町長も答弁の中で申しましたけれども、台風、大雨の被害予想という部分が非常に予測が難しいという部分がございます。そういった中でどのような訓練を組み立てていくのかというようなことになるわけでございますけれども、この辺につきましても今後さらに研究、検討を進めさせていただきたい、このように存じております。

それから、関係機関との連絡体制、これはやはり今回の台風10号でのこと、これが契機になりまして、国の機関あるいは道の機関、こういった中でさらにこの持っている情報をいかに早く正確に出すかというような部分について取り組みが行われてございまして、私どもの方も参加しての会議等も行われてきております。こういった中で持っている情報を速やかに円滑に流れるようなシステムづくりをしていこうということで、さらに取り組みを進めてございますので、その点ご理解をいただきたいというふうに存じます。

続きまして、平和への取り組みの関係でございまして、ご質問の中にありました広報紙での各種宣言の掲載という部分につきましてでございますけれども、これにつきましては昭和63年3月号までは各種宣言の掲載がされてございましたけれども、その後、紙面をリニューアル、形態を変えた時点でなくなりまして、その後いろいろ何回かレイアウトの変更をしてきているんですが、掲載していないというのがおっしゃるとおりの状況でございます。

広報紙にそういった宣言を載せるのがいいのかどうかという部分もございまして、おっしゃられた提言、十分に関係課とも調整しながらこういった宣言関係

について町民の目に触れるような形、さらに検討をさせていただきたい、こういうふうに住じますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、自衛隊、米海兵隊の関係でございます。質問議員さんがおっしゃられるように、あるいは町長が答弁申し上げたように人員規模につきましては420名、それから車両100台、砲門数については12門、今年度の場合でございます。隊員数、それから車両数、ふえた経過、どうしてかというような内容でございますけれども、これにつきましては実は昨年からいわゆる大隊規模で大きくふえてきている状況でございます。これのなぜふえたかという理由につきましては、やはりこの10日間での射撃訓練を安全に、かつ訓練効果を上げるためには支援部隊、そういったものを含めてこれだけの人数、当然人数がふえた上での資材を運搬する車両が必要だというような説明の中で420名、約100台の車両というような形になってきているという説明を受けてございます。

砲門数につきましては、今回12門でございますけれども、これも繰り返しになりますけれども、これにつきましては、さきに合意している最大門数の中での範囲ですということでございます。

それから、夜間訓練の関係でございます。今回、射撃訓練は10日間行われるわけでございますけれども、当初の訓練説明の中ではこの10日間とも夜間訓練を実施したいという説明でございました。昨日まで8日間訓練が行われているわけでございますけれども、結果で申し上げますと13日の台風14号、その通過に伴う雨、こういったような影響で当初予定していた夜間訓練は中止になっているということでございますけれども、それ以外はすべて夜間訓練が実施されてきているという内容でございます。

この夜間訓練につきましては、演習場周辺の4町村と北海道で構成しております連絡会議があるわけでございますけれども、ここで毎年この米海兵隊に関する要請活動を行っております。こういった中の要請項目の中に夜間訓練の自粛というようなことでの要請関係をしてきております。今年につきましてもそういうような要請活動を行ってきたわけでございますけれども、訓練が入りまして夜間訓練も行われたということございまして、訓練を開始された翌日には知事名をもって、さらにこの夜間訓練の関係につきまして自粛を訴える要請を重ねて行っているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上でございます。

建設課長。

建設課長

私の方から砂防ダムについてお答えしたいと思います。

確かに質問者がおっしゃられるとおり矢臼別演習場と別寒辺牛水系の土砂流出対策検討委員会そのものは防衛施設局と厚岸町の共同開催という形になっております。ただ事業費そのものの負担は防衛庁なんですけれども、いずれにしても事務局としては共同開催なので、質問者がおっしゃられるとおり当然、やはり住民に対しても知らしめるという方法の中では施設局と協議して、できるだけ早い時期に厚岸町のホームページの中でも紹介するような形をとっていきたい、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議 長

12番。

1 2 番

雇用問題についてはわかりました。

防災訓練についてなんですけれども、一方ではやはり釧路沖、あるいは東方沖地震というものから相当経過をしてきているということからのマンネリ化は否めないのではないのかなというふうに、自分自身も反省を込めながら思うんですけれども、やはり災害はいつ来るかわからないというのが実態ですから、そろそろという気持ちもないわけではないと思うんです、皆さん。やはり今度あったときにはどういふことがあるのかなという心配をしながら、日々暮らしているのではないのかなというふうに考えます。

そういうときにあつてのやはり多様性というか、いろいろな多面的な取り組みというものが非常に大事になってくるのではないのかというふうに考えます。そういう点での対策を講じていただきたいし、それからやはり今おっしゃっておられますけれども、結果的に小・中学生や、あるいは幼児、保育所なんかの対策は今回できたかもしれないけれども、例えば日中みんな仕事に出てしまっている、そうすると家庭にはお年寄りの方だけが残っていると。そうした人たちをどうするのかという、フォローする体制がやはり必要ではないのか。そういう場合には例えば町内会だったらどうするのか、そういうきめ細かな対応策もとおかなければ困るのではないのかなというふうに思うんです。元気な人は歩いて頑張って目的地まで行きますけれども、そうでない人たちは差し当たって何をしなければならぬのか、そういうことも必要ではないのかなというふうに思います。

港町からあの山の上まで行くというのは非常に大変なんです。だから差し当たってアヤメ橋あたりまで何とか行けないかとか、そういうことをしなければ結果的にあの味覚ターミナルまで行くと。それから味覚ターミナルからさらに山の手の自治会の、あそこに集会施設みたいなものがあるんですけども、そのあたりまで行かなければならないということになると、避難場所は味覚ターミナルの駐車場となっているのにさらに行くというのは、なかなかあそこでまた混乱が生じかねない。ですから、湖南地域においては、それぞれの御供山だとか、いろいろな避難場所が決められているんですけども、実際、差し当たってはどこまで避難すればいいのかなということをやはりきちんと決めておく必要があるのではないのかなというふうに思います。

それから、もう一つ、台風などの問題なんですけれども、やはりこれは地域の住民が差し当たって参加しなくても関係機関のシミュレーションみたいなもの、そういう訓練が必要ではないのかなというふうに思うんですけども、そういうことを今後やる考えはないのか。道だとか国だとか、あるいは消防団だとか、いろいろ関係機関があるわけですけども、そういうところを含めた訓練が行われているのか、今後行おうとしているのか、その辺についてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

海兵隊の問題については、やはりこの夜間訓練については特に厳しく対応していただきたいし、それからどんどん規模が拡大していく、これについては歯どめが必要ではないのかというふうに思うんです。これが我々の受け入れ条件をもう超えているわけでしょう。榴弾砲の砲数については当初から12門だけけれども、今回、今、課長がおっしゃっているようないろいろな理屈をつけながらどんどんふやされていったのでは困ると思うんです。そして、結果的には沖縄と同質、同量と言いながら、沖縄で最高年間打った砲数というのは6,468発なんです。これは沖縄の1カ所で打った砲数なんです。ところが、今、本土で分散実施ですから4カ所で打っていけば、この量をはるかに今でも超えているんです。ですから、沖縄と同質、同量ということを受け入れた人たちはそれを受け入れたわけでしょう。それを破るような訓練はやはり認められないということをはっきり言っていただかなければならないのではないのかなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、ダムの問題なんですけれども、これはやはり厚岸町が今すぐにも厚

岸町としてページを新たにつくらなくても、即リンクできる、そういうことだつて可能だと思うんです。そういう方法もとってやっていただきたいというふうに思うんです。厚岸町のホームページを見ていると、何か本当に必要な情報がその都度掲載されているのか。このごろは砲撃訓練のあれは載っているんですけども、昨日は町長は盛んに味覚ターミナルのこともおっしゃっておられましたけれども、厚岸町のリンク集を見ても、味覚ターミナルのところを何ぼクリックしてもコンキリエにはリンクしていかない。そういうことでは困ると思うんです。だから、今回のこの防衛施設局との問題もそういうことで、速やかにそういう情報がお互い行き来できるような状況にさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長
総務課長

総務課長。

お答え申し上げます。

まず、防災訓練の関係でございます。

おっしゃられるようにマンネリ化、なれといいましょうか、そういうようなことからやはり参加者が少なくなっているのかなというような感じもいたします。ただ、本年度、国の調査機関等と言われて、もう既に新聞報道されておりますけれども、この厚岸を含めた釧路地域につきましては、今後30年間に十勝沖地震、マグニチュード8クラスの地震が発生する確率60%というような予測、こういったようなものも出されてございます。今回の訓練につきましても、この辺のことも触れながら参加を呼びかけたわけでございますけれども、決して忘れたころにやってくるというよりも、必ずやってくるんだというような意識づけの中で、こういった備えの訓練等も進めていかなければならないのかな、このように思っておりますし、この辺につきましても住民にご理解、そういうような部分を呼びかけてまいりたい、このように考えております。

それで、おっしゃられるように訓練時間の設定というのは非常にいろいろな部分の設定の仕方があろうかと思えます。ただ、私ども考えるに、やはり全町的に行う場合については、少しでも多くの方が参加していただく時間帯というような部分でこれまで設定をさせてきていただいているというのも実態でございますけれども、先ほどから申していますようにこういった訓練の時間だとか、そういう想定の中身という部分については、いろいろ今後調整しながらあり方を考えていきたい、こういうふうに存じております。

当然、おっしゃられるように避難する場合、いわゆるお年寄りであるとか、そういったような方々、これをどのような形で避難させるのかというのは非常に大事なことでございまして、こういった役割はだれが担うのかという形になると、実態としてはやはりそこにお住まいになられている町内会、自治会の方々、いわゆる自主防災組織、こういった中で実際にはいろいろご支援をいただきながら避難していただくということになるわけでございます。

そういった中で町長の一番最初の答弁の中でも申し上げましたように、いわゆる組織立った避難訓練、それぞれの自主防災組織としての組織立った訓練、こういったようなものが進められればやはりより効果が上がるだろうという考え方は持つてございます。こういったような考え方を持つておりますので、これはやはり個々の自治会等のそういったような団体、いわゆる自主防災組織とのかかわりというような部分が出てまいりますので、こういった部分について投げかけたり、お話をさせていただくなり、こういったような形で取り組んでまいりたいなど、このように存じておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、関係機関、住民参加でない関係機関との訓練、実は関係機関との訓練という形の中では、この厚岸町の防災訓練のほかに全道的に行われる通信訓練であるとか、支庁単位で行われる通信訓練であるとか、こういうようなシミュレーション的な訓練は実際のところ行われてきてございます。そういうような情報通信訓練が主になりますけれども、そういった中での想定訓練というふうな部分もこれまでも行ってきてございます。

ただ、おっしゃられるようにそれですべて万全かということ、どういう備え、どこまで備えすればいいんだという問題もあろうかと思っておりますけれども、決してそれが万全だというふうには思っておりませんので、この辺の訓練のあり方等についてもさらに研究と検討をさせていただきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、ホームページの関係でございます。

おっしゃられるようにリンクをさせていくという手法がございまして、この辺につきましてさらに建設課の方とも調整しながら対応を図ってまいりたいなどというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それから、夜間訓練、米海兵隊の訓練でございますけれども、この訓練につきま

しては、先ほども申しておりますけれども、関係町村と道でつくる関係機関連絡会議という組織がございまして、ここで防衛施設局を通して要望をいたしているわけでございますけれども、そういった中で基本的な要望といたしましては、将来にわたって米軍による矢臼別演習場での訓練、固定化されないこと。それから米軍基地全体の整理、縮小に向けて国において最大限の努力してください、こういうような部分を要望しておりますし、訓練をやる場合も5カ所のうち特定するのではなくて5カ所きちんと持ち回りのような形での分散関係をやってくださいというような基本から始まりまして、夜間の実弾射撃訓練、それから情報の事前通知、それから規律の維持、それから騒音対策という、この5項目について要望、要請活動、今年も行ってきております。

さらに加えて先ほども2回目の答弁でも申しましたとおり、夜間訓練が行われたという翌日におきましては、こういった夜間訓練の自粛を要請しているにもかかわらず行われたけれども、これらについてはやめてほしい旨の要請を知事から再度行っているというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で谷口議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番。

16 番

16番、竹田です。

本定例会において次の質問にお答えを願いたいと思います。

1点目に、宮園町野球場にライトの設置をしてほしいとの住民のスポーツ愛好会、またはスポーツをしている住民などから、どうか夜のスポーツ、朝野球をできるようにとの施設の改善をという要望がありました。これについてライトの設置をお願いいたします。

次に、厚岸町の財政難は厚岸町のみならず日本国の問題であります。しかし、お金がないからといって何もしないわけにはいかないわけでありまして。しかし、同じ財源で別なことをやるとしたら行政改革しかないのではないかと、その中で何を改革すればよいのかとなります。のんびり構えていられない現状にあると思います。何か人に言われて動き出すのではなく、発信地は役所の中からは思う気持ちに切りかえる必要があると思います。いろいろな改革がありますが、どのようなお考えをお持ちかお聞きいたします。

2点目に、町の財源をつくり出す方法は何があるのか。役所の中でみんなで知恵を絞って勉強会、または研究会を持って役所の中で真剣に取り組んでいるのかどうか。その中でここ早々と一、二年ですぐできるもの、また長期にかけて3年、6年かけてやろうとしている思いはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、役所でやっているさまざまな小さな建設、土木工事があります。こういう中の仕事の改革しなければならない部分はたくさんあると思いますが、役所内でやった方がいいのか、また臨時職員採用でやった方が得なのか、細かい調査を分析しているのかどうか。民間で言えば平米単価、立方単価などをきちんと調べた上で、役場内で仕事しているその結果が民間で言われる立方単価、平米単価にきちんとした適用で仕事をなされているのかどうか。その中で民間に頼んだ方がよいと思うもの、またここ一、二年で改善できるもの、また3年以降につなげて改善できるものは何があるのか。

4点目に、なかなか言いづらい話ですが、言いづらいことをどんどん言うことでなければ行政改革はならない。あえて言わせてもらいますけれども、町長の公用車のことですが、町長の身を交通事故から守るということは大変重大であり、民間同様、組長、社長が何かあったら大変なわけであります。その上を踏まえて経費削減のために民間もタクシー利用、変則的な契約をしたり、リースなどを利用する、そういったいろいろな取り組み方、やり方があると思いますが、経費削減についてどのような形で削減したらいいのか、お聞きをしたいと思います。

5点目に、次も大変言いづらい話ですが、行政改革の中でどの企業も、役所も経費削減は人件費がイの一番に上がっております。なくせる方法があるとしたら厚岸町はその中で何を考えているのか。賃金カットを数年前からやっている話は役所の中で聞いております。しかし、私の聞くところによると全体の数値、何々パーセントを下げているのかということは今現在、私にはわかりません。しかし、賃金の多い人、また少ない人、子供のいる人、いない人、教育費にお金がかかる人、お金がかからない人、さまざま家庭環境があると思います。

平等ということを考えれば、単純に1,000万円もらっている人も350万円もらっている人も同じカットの比率であれば不公平が生じると思います。賃金のカット数に対する比率でいけば非常に不公平なやり方になると思います。子育てが終わり、悠々としている人も多くあります。子育てもこれから、教育費もこれからかかる人

もたくさんいると思います。そういった収入のバランスを考えた民間ベースに少しでも近づけた、いろいろな職員の給与の見直し、また一番言いづらい町長の給料の見直しについてはどう考えておるのか、お聞きいたします。

以上をもって1回目の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

16番、竹田議員の質問にお答えをいたします。

その中で、宮園町の野球場につきましては、教育長から答弁があります。

私からは、まず財政難に対応する措置方法、行政改革の進め方について、その厳しい財政運営の中で財源を生み出す方法についてのご質問にお答えいたします。

財源を生み出す方法としては、歳入を確保するか、歳出の削減をする2つの選択肢がありますが、現在は平成13年度に策定した財政運営基本方針により、歳入歳出を含めてすぐにできるものとして3年間で行う短期プログラムと、それ以外の中長期のプログラムに分けて行財政改革を進めております。

先般、議員の皆さんにも、国の財源不足から「三位一体の改革」が進む中で、さらなる行財政見直しの必要性について説明をさせていただきましたが、平成16年度を初年度とする財政運営基本方針の見直し作業を行っている最中であり、3年以内に取り組みなければならないこと、それ以降に取り組みなければならないことを短期、中長期に分けて改革プログラムを年度内を目途にその内容を明らかにしていきたいと考えております。

現在の作業状況、今後の取り組みにつきましては、13番、菊池議員にも同様の答弁をいたしました。平成14年度の決算及び平成15年度の予算執行状況を踏まえ、ある一定の仮定条件のもと、平成16年度から5年間の財政推計を行いました。その推計では、財源不足が想定されることから、全職員に対して行財政改革についての意見募集を行い、それに基づき8月までに各課のヒアリングを終え、それぞれの事項について改革は可能か、改革をするに当たっての必要な手続、どんなスケジュールで行うことができるかなどについての再検討を指示しているところであります。

その改革の項目については、1つ、受益と負担、1つ、町民サービス、1つ、公共施設の管理運営、1つ、補助金・負担金、1つ、事務執行経費、1つ、特別会計・企業会計への一般会計負担、1つ、その他と大きく区分することを考えております。

これらの改革事項につきましては、財政改革委員会において財政運営基本方針の素案として、町長であります私に報告される手順になっております。その内容は議員、町民の皆さんに公表をし、意見をお聞きしながら年度内に町の方針として策定したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、役場直營業務の民間委託についてのご質問であります。これまでの取り組みとしては、平成8年度から平成12年度までの第2次行政改革では、医療費算定事務、し尿処理業務、水質検査業務、建設機械等、浄水場発電機管理、水道施設管理、水道施設夜間保守、斎場管理の民間委託を行ってきました。

また、今年度実施した町立厚岸病院の給食業務の民間委託のように経費は安く、かつ、安全面も確保しながら十分に業務も達成できている例もあります。

このように町民に対するサービスがほとんど同じならば、コストの高いシステムから、より低いシステムに切りかえ、それによって新たな財源を生み出す。このより低いシステムの選択肢として民間委託があるものと認識をしております。

その場合、民間事業者の育成、地域活力の活用、さらに職員の定員管理の状況にあわせて業務見直しを行うとの視点に立って、前段で申しあげましたように今進めている財政運営基本方針の見直しの中で項目を立て、短期・中長期の区分に分けて検討してまいりたいと存じます。

次に、町長公用車の安全・利便性を考えた上で、役場から民間へと変えることは、削減にはつながらないのかというお尋ねであります。

昨年度の実績から町長車の運行状況を見ますと、1年間で町外への運行が約80回を数え、町内外勤用務による運行も相当な数に及んでおり、走行距離数は年間約1万8,000キロメートルとなっております。

自治体の中には、町長車の廃止によるコスト削減に取り組まれている例もありますが、これらの例のコスト比較では、町長車の運転業務に当たる職員の人件費すべてを運転業務専属として計算されており、この結果ではタクシー利用との比較で大幅な削減がされたとなっております。

しかしながら、厚岸町における状況では、運転業務専属ではなく、運転業務外の時間は総務課の通常業務を分担しており、それらを勘案すると、仮にタクシーを利用したときとの比較では、さほど大きなコスト高となる状況にはなっておりません。ご承知いただいておりますとおり、町長としてのスケジュールはかなり過密であり、

分刻みでの行動が要求されており、さらに、急遽外勤を要する用務も多いことから、町内のタクシー事情を考えますと、こちらの都合に合わせた運行の確保は難しい場合も多く、利便性の面で不都合が生ずることが多いと考えます。

したがって、本件につきましては、従来どおりの形態をもって継続したいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

最後に、歳出削減の方法としての人件費削減に関するお尋ねであります。厚岸町における本年度の一般会計当初予算では、人件費が21億 6,413万円であり、一般会計歳出予算全体の23.4%を占める大きな経費となっております。将来の財政見通しが非常に厳しい大変な時代になっておりますし、歳出抑制に向けての人件費削減は、当然のこととして取り組んでいかなければならないと考えており、平成14年2月に策定した「厚岸町財政運営基本方針」の中に、人件費削減対策の実施を上げております。

この方針に基づいた短期プログラムにおいては、特別職四役の期末手当の削減について、平成14年度から16年度までの3カ年、年間0.15月分のカットを実施中であり、管理職手当につきましても、平成14年度から16年度までの3年間は1%をカットすることを定めて実施中であります。

さらに、時間外勤務手当の削減も掲げておりますが、これについては、各所属ごとの枠配当制の導入などにより、平成12年度実績との比較において平成14年度実績では、町全体で約3,000万円、率にして約40%を削減しております。

また、これは我が国全体の経済環境に影響されるものでありますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与引き下げ措置に準じ、厚岸町職員の給与の引き下げ改定を実施してきており、これによる人件費削減効果も生じております。

一方、中長期的改革プログラムにおいて、機構改革などによる人員配置の適正化を上げておりますが、職員の定員管理につきましては、平成12年3月策定した「第2次厚岸町定員適正化計画」において、平成11年度345名であった職員数を平成16年度までに8名削減する数値目標を上げましたが、機構改革を進めるなどにより、現在、既に目標値を上回る20名の削減を行っております。

今後におきましても、さらに事務事業の見直しなど効率的な行政運営を推進して、職員定員の適正化に努めてまいります。地方行政の執行に必要な職員がいなければ、住民に対する責任がおろそかになることも明白でありますので、これから

地方自治体に求められる行政需要の動向を見据えながら、慎重かつ適切な定員管理を推進してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

私からは、1点目のご質問、宮園野球場のライトの設置についてお答えいたします。

当宮園野球場は、平成元年にオープンし、一般や青少年の野球愛好者に利用いただいております。

野球場の夜間照明設備につきましては、以前にも議会において論議されておりますが、町としても照明を整備し施設の利用価値を高める必要性を理解しながらも、未整備体育施設の整備を優先させていきたいという町の方針をご理解願ってきたところであります。

スポーツ人口も、人口減等に伴いまして逡減傾向にあり、野球については、社会人チームでピーク時の25チームが現在8チーム、少年野球チームも現在小学校4校、中学校2校で野球人口も減っている状況にあります。質問者が言われるように、夜間照明を整備し利用拡大を図り、町民の健康と体力づくりを推進することについては、私も同じ考えであります。

しかしながら、要望されております夜間照明設備は、かなりの財政負担を伴いますので、今日の厳しい財政状況下にあつては、照明設備の整備は難しい状況にあることをご理解いただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

議 長
1 6 番

16番。

厚岸町のいろいろな仕事をする上で、何か土木関係とかに非常にお金を使っているような気が町民の中からも聞こえてきます。教育の部分とかスポーツ関係とかについてお金を余り使っている様子というのはないような気がするんです。教育長が今言われました、前々からこの問題について触れているわけですがけれども、1996年の3月と12月にこの問題について答弁してもらっています。そのときの答弁も今の答弁も全く同じで、町長部局と十分協議してまいりたいということでもありますけれども、そのときはちょうど7年前になるかと思えますけれども、財政難で苦しいのでつけるということに関して非常に難しいという問題の答弁はなかったと思います。

スポーツを通して精神を鍛えるということばかりでなく、先輩後輩の社会的なルールの学習を身につける。礼儀を学び、体力を強め、健康な身体をつくる、最も効果的であると思います。また、大人も子供も、スポーツ全般や朝野球をしようとする薄暗い平日は働いている、その中でスポーツをしようとしてもなかなかできない現状です。昔の人はライトがなくてもスポーツをしたじゃないかと、オリンピックに行った人もいる、そういつてしまえば終わりだなという話もあります。現在の社会現象を考えて、国を挙げて健康な体づくりをして病気を減少させていく、保険料を幾らかでも安くなるようにという国の考えです。

体を鍛えるということもだんだん文化の発達によって少なくなっています。成人病の主な理由はやはり運動不足からです。今、国を挙げてマイタウン・スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブという生涯スポーツ社会の実現に国を挙げて取り組んでいます。現在、426市町村に541クラブの設置を済んだそうです。また、今後5年間で全市町村に500余りのスポーツ施設、また10年間で全中学校区域に約1万1,000カ所の設置を目指す運動をしているそうです。費用削減のためにはNPO、日本トレーニング・オブザーバーという営利を目的とせず社会貢献を活動する団体の支援をいただきながら現実へと向かっているそうです。朝野球やママさんスポーツや老人関係スポーツ、子供スポーツ、各種のスポーツチームを応援していくのがマイタウン・スポーツクラブの活性支援だそうです。やはり健康な体づくりを根本に国を挙げて保険制度の見直しを図り、国民の負担率を少しでも緩和していこうとの意図があります。厚岸町も今真剣に取り組んでいく必要があると思います。

住民のスポーツ推移を調べてはいる、人口が減っているということはよくわかります。利用者の少ないものに金など使ってられるかという意味のように私は聞こえるような気がします。利用度の回数や人数で事を片づけていいものでしょうか。宮園公住で5億円、6億円使って、何十人しか入れないところにお金を使う。が、スポーツという夢のある、未来のあるものにお金をどうして使えないのか。ライトの設置によりさまざまな利用価値を考えない。管内より人を集め、厚岸町でスポーツ大会を開くとか、夜に野球をやることによって宿泊度を上げるとか、さまざまなイベント会場に利用度を上げ、活用性を深める施設が必要ではないかと思います。一部の人に偏りするのは当たり前であり、利用度が多いということで100%のものにお金を使うというか、利用価値があるということは考えられないわけであります。

金がかかるのはわかります。しかし、今やらなければ、いろいろな社会の動きや町民の意見をぜひ聞いていただきたい。

また、子供のときからスポーツを通して声を出すことも大きな、社会へなじんでいく大事な活動だと思います。今、高卒、大卒の就職者を企業が求めている場合の対象として、明るい元気な人がナンバー1だそうです。学力で言えば5の子供でとっていた現象が3.1から3.5もあれば十分、企業では3年間仕事を教え、これからというときに人間関係に我慢できず1年、2年、3年でやめていく人が非常に多いそうです。それはなぜか、頭はまあまあ、それよりも礼儀、あいさつができて、仕事を休まず、忍耐のある子供、精神的に強い子供を企業は求めているそうです。最終的には就職をしなければならない現状にあるわけですから、小さいときからの子供のスポーツを通しての教育活動を進めていただきたい。ただ単にお金がかかるから夜野球をやるのにお金を使っていられないとか、そういう考えで事を片づけてほしくないと思います。特に人ときちんと受け答え、会話のできる子供が企業が最も望んでいるということです。さまざまな人間社会の中で生きていくためには、子供のときからの教育が非常に重要であり、家庭における教育も重要ですが、そこには限界があります。環境づくりは、やはり町民を守る役所の姿勢は重大であると思います。

本日は今、2,000人の署名を集めておりますが、5,000人の署名を集めておりますので、今後、予算組みの中でぜひローリングしていただいて、ぜひ実現していただくようお願いいたします。

次に、財政難の1に対してですが、観光に力を入れ、財源を生んではいかがという方法について述べさせてもらいますけれども、厚岸町はやはりカキが一番であります。カキを重視した厚岸町にない産業祭りなどのことをやりながら、財源を生んでいく方法を取り入れていってほしいと思います。

2番目に、民間へ移すことによって経費削減になる、また安全性もよい、そういうことでいろいろ町長の方から言われましたが、何年に民間へ移し、どれだけの経費が削減になったのかということをはらばらしゃべられてもわからないので、書面で提出をお願いいたします。

3番目に、町長の身を守るということで公用車は非常に大事なんだということはいくわかりました。しかし、その説明ではまだまだ不足なんです。民間では例えば

平成3年、平成6年、平成16年に買った、例えば2トン車が3台あったとします。その2トン車3台のうちリットル数、1リットル当たり何キロ走るのが、そういうデータを出して、例えば今回、阿寒町に仕事に行くとなったらどの車が長距離を走ることによって一番距離数が伸びる車はどれなのかということをしきりと調べた上で、ではこの車を長距離に出そう、油の食わない車は地元で、それから人件費だけで物をとらえるのではなくて、例えば年間のタイヤ代、オイル交換、車検料、そういった1年にかかる経費がどのくらいかかっているのかということをしきりにプラスして、そこまで細かく民間はやっているわけです。そこまで本当に真剣に経費削減のために取り組んでいるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、賃金削減のことについても前々から取り組んでいるということも聞いております。しかし、まだまだ町民にぱつと言ったらぱつとわかるような、そういうわかりやすいデータをきちんと出してもらいたい。今後の町長だよりもでも載せていただいて、ここまで削減ができていますということをしきりやってもらいたいと思います。

これについて2回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきます。

民間の委託の推計につきましては、資料の提出でございますが、これは後ほど担当課長から答弁をさせます。

私からは町長車の公用車問題について答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁をいたしましたとおり町長職は多忙な毎日であります。私は公用車は動く執務室と考えております。ただ車に乗っているという感覚はございません。場合によっては電話を通じていろいろと連絡もあります。また、私からも車の中におりましていろいろな指示を出す場合もあるわけでありまして。そういうことで、費用と効果の問題を考えますと、今、竹田議員からご指摘がございましたとおり、そのことも十分に踏まえながら有効活用してまいりたい、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

また、町長を含めて四役の給料の問題であります。我々の特別職の給料といいますのは、厚岸町特別職報酬等審議会に諮り決定をいただいております。私が町長に就任をいたしましたから、やはり今日の財政が厳しい中で自分の身を削

らなければ職員を含めて理解は得られないということで、平成8年12月1日から、当時は給料は据え置きであったわけであります。私といたしましては、みずから審議会に削減を提案をいたしまして、今日の給料が決められておるわけであります。また、特別職の手当についても同様でございますので、しかし今、ご指摘がございましたとおり財政厳しい中で特別職の報酬はどうあるべきか、またみずから検討もしていかなければならないときであろうという認識をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長 教育長。

教育長 私の方からは、野球場のライトについての再質問にお答えいたします。

ただいまご意見いただきましたとおりスポーツの振興に関しましては私も全く同意見であります。子供たちが勉学だけでなくスポーツに励むことにより、そしてチームワークや上下の規律、いろいろなことがスポーツを通して子供たちに身につけていく、そして社会の一員として大事な、今言う生きる力をはぐくむ大切なものだというふうに私自身も考えております。

先ほどご説明いただいたのは、文部省が今進めております地域スポーツクラブのことについてのご意見だったかなというふうにお伺いしたんですけれども、実はこれもかなり全国多くの箇所、文部科学省の委嘱事業として地域スポーツクラブの振興が行われまして、現在、先ほどおっしゃられたとおり400近くのスポーツクラブができているというふうに認識しております。ただ、非常に僕は問題があるというふうに思います。というのは、発想が西洋から取り入れているという点もあるんですけれども、非常に都会的な発想だというふうに僕は思うんです。というのは、それぞれの個人がいろいろなスポーツをどこの地域に行っても自由に選べるような地域スポーツクラブをつくっていかうという発想なんです。どういうことかという、例えば今でもバレーボールをなさってらっしゃる方、サッカーをされている方がいらっしゃいます。自分たちがスポーツをすること以外に、そういうふうな新たに始めたい人たちのためにそのクラブをつくって受け入れ態勢をとりなさいということなんです。

現実問題として、例えばスポーツするために普通であれば野球をするためにもお金がかかる。自分たちが運営するためにお金がかかる以外に、地域スポーツクラブのために、やはり皆さんがお金を出し合わなければならないというふうなことが実

際に起きています。というのは、2年間は委嘱事業で何百万かもらいまして運営をしてきたんですけれども、その委嘱事業が終わった後では、当然地域が地域のお金として生み出してこななければならない。ということは、自分たちがスポーツする以外に、地域のためにまた何日か交代に出てきてスポーツ指導をしていくという体制が、今のこの日本の中で、特に中小の町では非常に厳しい。これは教育長会議の中でも文部科学省に対して、そのやり方ではなかなか定着していかないのではないかとというふうな意見も出ておりました。一概に悪いということではないですけれども、まだそのままの形では、なかなかスポーツが振興していかないのではないのかというふうなこともこの制度の中では私自身考えているところであります。

先ほど申しましたとおり、決してその夜間照明につきまして必要性がないということではもちろんありません。ただ、一つの数字を見てみますと、例えば平成13年度に朝野球の利用回数が106回、これが平成14年度には減ったことによりまして58試合に減っております。これはですからやる場所がなくて大変ですというふうな部分からいうと、今実際に試合をされている人たちにとってはやれるスペース、時間的な余裕というのも、逆に言えば今は前から見ると出てきているのではないのかなと。そこら辺はやはり土曜、日曜もございまして、朝の時間帯もございまして。統計を見ていきますと、やはり小・中学生につきましては、当然ながら午前中の時間、午後の時間がほとんど小・中学生の利用というふうな形になっているわけですから、決してスポーツ振興を軽んじているわけではございませんけれども、まだまだこれからB&G海洋センターの補修、あるいは前回ご質問いただきましたスケートリンクもかなり厳しい状況にあるという中で、今日のただいま議員さんの方から財政の問題をご質問いただきましたけれども、このような状況下にあっては、現状の中では非常に厳しいということのご説明をさせていただきました。

以上でございます。

議 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

財源を生むという観点では観光に力を入れて、例といたしまして産業祭りみたいなものを取り組んでみたらというご提言をいただきました。いずれにいたしましても、行財政全体の中で今、見直し作業を町長答弁からも申し上げたとおりしている最中でありまして、財源を生むという立場の中の手法として、ご提言としてまず受けさせていただいて、内部で練ってまいりたいというふうに思います。

それと、平成12年度までの民間委託の状況につきましては、実は町報厚岸2002年ですから平成14年2月の広報に一応企画的に出しております。数字的に出ておりますので、それをしゃべればいいわけでございますけれども、ただ、今、財政基本方針を平成13年度に立てて取り組んできた、それを含めて行財政環境が変わってまいっておりますので、新たにそれをつくるということで、その見直し、評価も含めて、業務の費用対効果も含めて洗い直しをしている最中であります。

ですから、できましたらその新たな計画が出る前に、過去のことはきちんと総括をしてお出しをしなければいけないというふうに私ども思っておりますので、その部分で過去の第1次の行政改革に取り組んだもの、さらに今取り組んだものも含めて、民間委託のものも含めて、これは評価として実態として出さなければいけないというふうに思いますので、書面で出す部分については、今の新たな取り組みも含めてやっていることをきちんと示すということであれば、もう少し時間をいただきたいということでもあります。書面で示せということでございますので、2002年2月号に一応過去、平成12年度までの数値はまとめて金額に示させておりますので、それをごらんになっていただければと思いますので、ご理解願いたいと思います。

議 長
16 番

16番。

今年が平成15年なので、もう12年に出しているということは2年半以上超えているわけですから、その分の足りない部分も補って出していただきたいというふうに思います。それについてはお答えしていただかなくても結構です。一応要望しておきます。

それから、全般的に経費の削減という問題について、役所内で町民のわかるように、こういった調べをすると何%削減できるんですよということが、何と何を比べてどうなったのかということがわからないわけです、僕らにとっては。そういう部分を先ほど言った2トン車の例をとって、こういう使い道をするとういうふうに削減できるんだという中身の濃いデータをきちんと出してやっているのかと。今回は本当は車両、役所にある車両関係も全部やっているのかどうなのかということをお聞きしたかったんですけども、非常に長くなるので今回はやめておきましたけれども、そういう車両1台1台にとってもタイヤ代何ぼだ、オイル代何ぼだと、そういった部分についても細かい計算を民間みたくしているのかどうなのか。それが要するに人件費だとかいろいろな分の活用方法になってくると思うんです。

そういった細かいデータをきちんと出しながら今後やっていただきたいということ
を言って、これについても終わらせていただきたいと思います。

あともう1点、野球場のことですけれども、ライトの設置についてはやはり使う
量が減ってきた、確かにわかります。減ってきたから少なくともいいということに
はならないと思うんです。使いづらから減ってきたのであって、人口も減ってき
たから何も減ってきたからというのは確かにわかります。だけれども、小学校、中
学校の利用度が多いというのは当たり前のことでしょう。だって日中、大人はみな
働いているわけだから夜か朝野球しかできないわけです。ところが、やはり夜や
ると暗い、朝早いと暗い、だからできないということでもどんどん利用度が落ちてく
るという部分だと思います。だからスポーツをやる人口も減ってくる。だからそれ
を補っていく形にぜひ方向性づけて、本当に今の財政で厳しいという部分で、片方
では財政を切り詰め、片方では金を使ってくれと、非常に難しいことを言っている
のはよくわかります。自分自身も混乱するくらい難しい話だと思います。けれど
も、じゃ、それでいいのかとなると、やはり未来の子供の育成ということを観点に
考えていくと、やはりそういう部分も必要じゃないかなというふうに思うんです。

それと、先ほどマイタウンのスポーツ振興についてですけれども、あれはやれと
言っていることではないんです、厚岸町で。そういう国の取り組みをしながら財政悪
化の部分で、要するに健康な体づくりを、年寄りもみんな健康な人はスポーツを少
しでもやってもっともっと健康になってもらおうということに取り組んでいますよ
と。だから厚岸町もそういうことを踏まえて考えてほしいということを行ったん
です。

3回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

私からお答えをさせていただきます。

今日の厳しい行財政の中で、改革というものは永遠のものであります。これでい
いというものではないわけであります。その中で私は最も何度もこの場でお話をい
たしておりますが、今の時代に合った職員の意識改革を強く求めたわけでありませ
う。2年たちましたけれども、どうにか町民から見て町職員の意識改革がなされてい
るのかな、そのように感じております。さらに町民の意識改革に努めていかねばなら
ないことは当然であるわけでありまして、竹田議員のご質問に答えるために今後と

も一生懸命やっていかなければならない、さように考えます。

また、役場の運営につきましても、やはりご指摘がございましたとおり民間の経営感覚を持ってやっていかなければならない。親方日の丸的な考えで今の時代はだめだと、そういう面におきましても町職員の意識改革、そしてまた役場経営についても、民間の感覚を持って役場運営をするということに最善の努力していきたい。そして、健全財政を維持してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議 長 教育長。

教育長 スポーツ振興の件につきまして、趣旨につきましては、もちろん健康を増進して医療費のかからない元気な町民になってほしいという願いは、私たちも同様でございます。もちろん先ほど申しましたけれども、スポーツ人口が減っているから整備しなくていいというふうな気持ちを持っているわけではありません。ただ、先ほど申したように今までいっばいで使えなかった球場のスペースも時間的にはあいてきているのも一つとしてはありますという趣旨でお答えさせていただきました。

そして、もう1点ですけれども、私どももちょっと調べてみました。一般レクリエーション用という照度で考えますと、12灯ついているものを6基で施工費が約6,600万円程度です。軟式一般というふうな基準で考えますと16灯を6基、内野で500ルクス、これですと1億4,000万円程度の設置費がかかるというふうに概算で出ております。今の状況からいきますと、かなり大変な財源であることも事実であります。

中標津に設置している部分につきましては、先ほど申したレクリエーション用の程度のもので設置されておまして、これで内野で300ルクスだそうでございます。維持費でいうと、ランニングコストでいうと約150万円の電気代がかかるというふうな形になっております。使用形態とすると、30分1,050円を自動販売機のように入れて使うというふうなやり方をとっておまして、例えば3時間使いますと6,300円というふうな金額になるかと思えます。

ですから、使われる方もかなり大変ではないかなという部分と、もう一つは、当然ながら基本料金を全部利用者に負担していただけるというふうな形態にはならないということを考えますと、通常考えれば50万円程度が利用者負担、町の負担が電気代だけでも100万円以上になる可能性があるというふうなことでございます。

先ほど申しましたとおり非常に財政が厳しく、3カ年をつくる中でも補修の部分を何とかクリアしているというふうな状況にあります。ぜひ財政が元気になって、そういうふうな照明ができて皆さんの野球、あるいはほかのスポーツに活用できるような形にしていきたい、なって行ってほしいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

以上で竹田議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。 休憩時刻12時03分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻13時00分

議事に入る前に議事日程の字句の訂正を行います。

日程第8、議案第78号 工事請負契約の締結となっておりますのを、工事請負契約の変更に訂正をお願いいたします。

議 長

日程第3、報告第12号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長。

行 財 政
課 長

ただいま上程いただきました報告第12号 専決処分事項の報告について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

この内容でございますけれども、去る7月23日、釧路十勝海区漁業調整委員会会長が逝去されたことに伴う補欠選挙について、8月26日告示、投票日9月4日で行われる北海道選挙管理委員会の8月5日の決定によりまして、その準備経費も含めまして選挙事務をとり進めるべく、歳入歳出にかかわる予算の計上が必要となったものであります。

本文でございます。

緊急執行を要した平成15年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告をさせていただき、議会の承認を求めるものであります。

なお、補欠選挙につきましては、立候補者が1名であったためによる無投票にな

っております。このため当該補正予算内の選挙準備に要した経費以外は、確定後において後日、予算の減額補正を行いますので、ご承知おき願いたいと思います。

4ページをお開きください。

総総専、第8号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年8月18日付であります。

平成15年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

平成15年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,348万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

7ページをお開き願います。

事項別により説明をさせていただきます。

歳入でございますけれども、14款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金、海区漁業調整委員会委員選挙費委託金190万4,000円の増であります。

18款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金6,000円の増でございます。予算計上の上で歳入切り捨て、歳入切り上げに伴う調整計上額でございます。

以上、歳入を終わります。

次のページをお開きください。次に歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、8目海区漁業調整委員会委員選挙費、海区漁業調整委員会委員選挙の執行経費でございます。191万円の増でございます。それぞれ節説明欄記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、報告第12号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これより本案に対する質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長

日程第4、議案第74号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長

ただいま上程いただきました議案第74号 財産の取得について、その提案理由を説明いたします。

現在所有の雪寒機械7トンダンプトラックVプラウ付自動車は、平成元年に建設省所管の補助をいただき、購入以来15年目を迎え、走行距離も9月現在30万キロメートルを超えておりますので、車両の安全性さらには冬季除雪における作業の効率化を図る上からも、雪寒機械自動車の更新を、平成15年度建設機械整備費補助事業により10トン級ダンプトラック・アングリングプラウ及び路面整正装置付1台を取得しようとするものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案11ページをお開き願います。

内容ですが、1として、財産の種類であります物品であります。

2として名称及び数量でございますが、除雪トラック1台10トン級ダンプトラック・アングリングプラウ及び路面整正装置付でございます。

3として契約の方法であります。地方自治法施行令第167条による4社の指名競争入札です。

4として取得価格でございますが、金2,837万9,400円です。

5として契約の相手方でございますが、帯広市大通り南7丁目8番地、東北海道いすゞ自動車株式会社です。

参考として、1、除雪トラック(アングリングプラウ及び路面整正装置付)、型式は、KL-CYW81P4型で、エンジンはディーゼルエンジンです。乗車定員は

3名で、総排気量1万9,001ccで、馬力は360PSです。総重量は2万2,000キログラムで最大積載量は7,500キログラムです。車両の全長は1万1,390ミリメートルで、全幅は3,500ミリメートルで、全高は3,500ミリメートルでございます。

2として、納入期日は平成15年11月28日でございます。

次ページは、車両概要図ですので参考にさせていただきたいと思います。

以上簡単な説明ですが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

8番。

8番 今、ある程度の一定程度の積雪になると民間が出動しているというか、民間に委託していますね。それに満たない場合とか、普段の作業は直営でやっているというか、それで今回、更新ということですので、当然、減ってプラスマイナスゼロということになるだろうと思うんですが、町が直営でやる部分で、今更新するだけで機械的というか、除雪的には体制的には間に合うのかどうなのかが1つ。

それから、今、除雪、普段は要員の関係もあるでしょうけれども、今持っている車両、この更新も含めて量的に、そして質的に重々対応できるのか、そういった問題。よくちょっと雪が降って民間が出動できない段階で、除雪に来ないという、議会でも議論していることが多々あるわけですがけれども、当面、これが更新してプラスマイナスゼロだけれども、性能アップによって当面は間に合う、要員の問題もあるだろうけれども、そのようにお考えであるのかどうなのか、その点伺いたいと思います。

議長 建設課長。

建設課長 お答え申し上げます。

今回、1台の更新という形でございますが、除雪体制そのものになると町の直営重機そのものすべてが動くこととなります。今、質問者が言われたとおり日中の時間帯については職員ですべて除雪対応します。それから、早朝除雪とか、夜間除雪とか、そういう部分については業者、民間に委託してございます。当然、冬季の除雪対応の中では町の重機だけで事足りることではございません。当然、業者さんもそれぞれ除雪の対応のための重機を厚岸町に届け出て、そして価格を設定した上で時間帯の設定をした上で除雪対応をお願いしている。

したがいまして、1台更新したからといって極端に伸びるという形ではなく、やはりある程度、先ほど言ったのはVプラウというV型のものを今度は路面整正もつけて整正を効率を上げようとか、そういう形の対応で今回更新しようとしているものであって、除雪対応そのものを考えたときには、この1台更新したから民間委託がなくなるとか、そういう話ではなく、除雪体制の民間委託というのは、朝晩、職員の勤務外るとき、それから大きな雪対応になったときには当然、日中も含めて除雪をお願いする形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

他にありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第5、議案第75号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

日程第6、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

以上、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長

ただいま上程いただきました議案第75号 工事請負契約の締結について、その提案理由の説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

トライベツ道路は地域の幹線道路であります。幅員が狭隘のため近年の農業機械の大型化により、トラックや一般車両との交差に支障を来すこともあり、平成4年度から防衛施設周辺整備事業により、全体計画延長5,915メートルを年次的に道路改良舗装工事を進めてきており、今現在、平成14年、15年2カ年国債事業によりも含めると、4,930メートルの道路改良整備を終えました。今回は、平成15年、

16年の2カ年国債事業で残事業量の985メートルの道路改良整備を行おうとするものであります。

内容であります、1、工事名、プライベート道路改良工事。

2、場所、厚岸町プライベート。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条による共同企業体5社による指名競争入札です。

4、請負金額、金9,870万円也。

5、請負契約者、宮原・道東経常建設共同企業体、代表者として厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地5、株式会社宮原組。構成員として、厚岸郡厚岸町字港町103番地9、道東建設工業株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として、1、工事概要ですが、施行延長985メートル。幅員7.5メートル。土工、切流用盛り土120立方メートル。路盤工、下層路盤（切込砕石径40ミリ級）厚さ40センチ。凍上抑制層（山砂）、厚さ40センチ。排水工、U型側溝（300B）、延長931メートル。防護柵工、ガードケーブル、延長924メートル。

2、工期として、着手、平成15年9月30日から平成16年9月30日までとするものであります。

3、位置図、平面図、定規図、別紙説明資料のとおりであります、次ページをごらんください。

位置図でございますが、茶内原野幹線道路中山宅付近を起点とし、道道上風蓮大別線井上宅付近を終点とする道路で、本工事区間は鶴橋の前後985メートルを改良整備するものであります。

次ページをお開きください。

平面図であります、縮小図で若干見にくいかもしれませんが、鶴橋より井上宅に近いSP5,350メートルからSP5,520メートルの間、170メートルとプライベート地点に近いSP3,785メートルから4,600メートルの間815メートルを幅員7.5メートルで改良工事を行うものであります。

次ページをお開きください。

先ほどのSP5,520はこのページでございます。失礼いたしました。定規図でございますが、一般的な切り土と盛り土の施行断面で5.5メートルの車道の外側に1

メートルの路肩をとり、車道幅員 7.5メートルの改良工事完成断面となります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第76号 工事請負契約の締結について、その提案理由を説明いたします。

トライベツ道路舗装工事であります。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

トライベツ道路の整備目的等については、さきの議案で説明しておりますが、舗装工事については既に 3,964メートルを年次的に整備を進めてきております。今回平成15年、16年の2カ年国債事業で、残事業量 1,951メートルの舗装整備を行なうとするものであります。

内容であります。工事名、トライベツ道路舗装工事。

2、場所、厚岸町トライベツ。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条による5社の指名競争入札です。

4、請負金額、金 5,470万 5,000円也。

5、請負契約者、東京都港区新橋1丁目6番5号、日本道路株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として工事概要ですが、施工延長、1,950.50メートル。幅員 7.5メートル。路盤工、上層路盤（再生アスファルト安定処理）厚さ5センチメートル。舗装工、表層工（再生細粒度アスコン）厚さ3センチメートル。

2、工期として、着手、平成15年9月30日から平成16年10月29日までとするものであります。

3、位置図、平面図、定規図、別紙説明資料のとおりであります。さきの議案で説明した16ページにお戻りいただきたいと思っております。

位置図であります。さきの議案道路改良工事で同じでありますので、説明を省略させていただきます。改良整備後の道路 1,950.5メートルを舗装整備するものであります。

次ページをお開きください。

平面図であります。鶴橋の前後 S P 3,540メートルから次ページにまたがりませんが、S P 5,520メートルの間、橋梁部を除く 1,950.5メートルを舗装整備しよう

とするものであります。

次に、定規図であります。改良工事後の路盤に上層路盤として再生アスファルト安定処理を5センチメートル、舗装工として表層工再生細粒度アスコン3センチメートルの舗装断面とするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

15番。

15番 ここでちょっとお願いしたいんですけども、75、76がありますけれども、差し支えない程度で結構なんですけれども、もしできれば今後、出してもらうときに落札率、それと業者名は結構ですけれども、入札に入った業者の金額、例えば5社あれば5社の5番目まで、金額を提示していただければ大変結構だと思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長 建設課長。

建設課長 口頭でよろしいでしょうか。

15番 できれば文書で。今回はいいですけども、今度出すときにこれから出していたければ。

建設課長 落札率そのものは、今後、示せというのであれば口頭で説明できる話なので。

今回については口頭でよろしいですか。

トライベツ道路の改良工事の関係でございます。落札率は96.39%です。

次に、トライベツ道路の舗装工事の関係でございます。舗装工事の関係については、落札率が95%です。

落札したのは、この入札というのは消費税抜きの額になりますのでご理解いただきたいと思えます。先ほどに戻りまして、トライベツ工事の改良工事の関係でございますが、宮原・道東企業体JVが9,400万円で1位、次が葵・阿寒共立共同企業体が9,480万円、3番目が丸彦渡辺・新太平洋建設のJVが9,500万円、次が村井・坂野の共同企業体が9,520万円、次が萩原・ホクホウ共同企業体が9,560万円と、そのようになっております。

次に、舗装工事の関係でございますが、よろしいですか。舗装工事については、落札したのが日本道路株式会社で5,210万円です。2番目が大成ロテック株式会社

で 5,290万円、3番目が三井道路株式会社で 5,300万円、4番目が道瀝工業株式会社で 5,320万円、5番目が株式会社さんわで 5,340万円というふうになっております。

議 長

15番。

15 番

結構いい値段で落札しているんですね。今回、竹田さんがいますから建築屋さんあたりに聞くと、こんな高い落札というのはないんだということを聞いたものだから。

それで、結構町内からいろいろな備品を買い求める場合に、たしかこんなに高い金額ではないと思うんです。結構安い値段で、土木屋さんなんかは結構いい値段しているのかなど。

それと、金額をずっと今聞きましたけれども、決してまだ話し合いという、証拠がないから私言うわけではないんですけれども、どうも不自然な、前にも下水道で出してもらったときに2番目から10番まで10万円、10万円と不自然な数字が出たんです。これを見ても、今日、議員さんが聞いてもうんというふうな感じがしていると思うんです。ですから、その辺もう少しきちんと財政的な厳しいものがありますから、かなりこういうものでもまだまだ切り詰めできると思うんです。金額が大きいですから、人件費やなんかいろいろ審議されていますけれども、人件費で何%と、こういうものももう少し切り詰めていただければ、財政的にもある程度余裕ができるのではないかと思いますけれども、その辺は今後考えはないですか。

議 長

建設課長。

建設課長

厚岸町の入札制度そのものを一部改正されたという形で、昨年7月から、要は入札の透明性という形の中で、予定価格 250万円以上の工事について予定価格を事前に公示してございます。したがって、いろいろなところでの事例でそういう形でやってございます。少し高値になるのではないかと、予定価格を公表しない方が安くなるのではないかと、いろいろそこに対してまた透明性が見えないとかいろいろございまして、厚岸町役場としては透明性を図るために事前に公表しています。かといって業者は積算はそれなりに努力していると思いますので、若干高どまりになるという要素はある程度言われてございますけれども、それなりの範疇という形で、今後はやはり業者も含めて鋭意努力していかないとならないし、私どもの方と

しても最低入札者にはその価格が出た積算内訳も取り込んでおりますので、そういう形で適正に行われているというふうに判断してございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議 長

他にありませんか。

8 番 8 番 8 番

76号の関係についてちょっとお尋ねします。

今、舗装するところは鶴橋を境にして、こちらから行くにしても向こうからおりてくるにしても、多少、坂になりますね。今回、表層工としては再生細粒度アスコンということで、この文字から見るとアスファルトの再生したものを使うのではないかなと。最近、すごく技術がよくなって、その処置が新しいものと全く変わらないという言い方をされていますけれども、あの区間に、最近、昔のスパイクタイヤからスタッドレスにかわって、あの坂というか斜面については排水が抜ける、水とか、そういう至るところ、自分もそうですけれども道路を走ってみて、これはそういう舗装の仕方をしているなというのがわかりますね。特に道道、国道なんかは随所にそういうものを施しているというか、滑って事故のないように、そういうカーブで。そういうことでの検討はあの区間においてされたのかどうか。

この表層再生細粒度アスコンというのがそういうことが可能なのかどうか。同じ今までどおりつるつるの舗装なのか。そういった危険度というか、道路という危険度から、そういう坂であり、あの地区における、そういったことを検討されていたのかどうか。その点をちょっとまず伺いたいと思えます。

議 長

建設課長。

建設課長

舗装面そのものは、道路も含めて従来の道路とルートがかなり大きく変わっています。ある程度勾配もかなり緩やかになっています。そういう形でございますので特に滑りどめだとか、そういう凍りにくいかとかいう、少し柔らかいアスファルトとかいろいろあるんですけども、そういうことはその時点では配慮してございません。通常のアスファルト処理で対応できるという形の判断でございますので、特にこの場所は危険だというような形の中で、アスファルトをその部分だけ上りの分だから路面部分を違うものにしよう、凍りにくいか、水がすぐ抜けやすいようにとか、そういうことはこの場所では検討してございませんので、ただ、質問者が言われたように、今度のプライベート道路はかなりあそこは暫定断面で今までやって

きましたけれども、かなりルートの的には下がって緩やかな道路になりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

議 長
8 番

8 番。

あそこは昔の道路、そして今の改良した道路も含めて何回も通ってみてわかっているのですが、従前から見ればあそこはちょっと危険だなというか、従前のカーブと勾配から見たら。どちらにしても対向車線の少ないところですから、意外と地元の人にはなれた道路でばんばん飛ばしているふうに見受けられると。最近、そういったところでの坂、あるいはそういった勾配のきついところを含めて、いわゆる道、国あたりはそういう施しを区間限定してやっていますね。町の場合はそういう区間、このように改良してあそこを舗装かけるよというときには、そういう検討をしているのかどうなのかということが、今回は検討していなかったというか、言われるまで検討していなかったのかどうなのかわかりませんが、事前に検討してそういう特殊な施しの手法は要らないというふうに判断されたんだろうと思うんだけど、いずれそういったことを今後配慮していただきたい。

問題は、そういった施しをした場合、従前の舗装と価格的に違ってくるのかどうか。もし同じようであれば、ましてや再生アスファルトということになると、非常に価格的には落ちるという話は聞いているので、そういう施工的に仮に高くなっても同じような価格でおさまるのであれば、より道路提供者としてというか、安全な道路をつくるということから検討されたいというか、あの場所は特に、そういったことでは、今床潭道路もやっていらっしゃるけれども、道道とか国道はそういった点ではきめ細かく最近は見えてきているなど。従前のおりに一定程度にばっと同じくやってしまうのではなくて、そういった配慮がぜひいただければなど。今回、そういったことが検討に値していたのかどうか、その辺のところをちょっと伺っておきたいと思います。

議 長
建設課長

建設課長。

基本的には、再生のアスファルト安定処理関係なんですけれども、基本的にはコスト削減、リサイクルという形で、そういうものを使いなさいという、逆に国や何かの基準でそう示されてきていると。逆に申請ではなく古いものをそういうふうに使いなさいと、逆にそう言われてきている。したがって、効果がどうのこうのというものではございません。したがって、逆に言うとコスト削減等含めてリサイクル

という形の中でその活用をしているというものでございます。

それから、舗装の関係でのそういう滑りとかいろいろな関係については、当然施工する段階で現地の調査もした上で設計を組むわけですから、それだけ極端にカーブだとか、勾配がきつとかは当然配慮しなければならない。現在までもそういうことは配慮して進めておりますし、特にこういう大きな道路の整備というのはなかなか最近していませんけれども、小さな道路では望洋台であるとか、苦多道路とか、いろいろなところではやはり万全ではないけれども、いろいろ工夫しながら、やはり自然というのはなかなか、そうしたからといってきちんと改善できるものではない、またいろいろ研究しながら対応していると。現在、今まで全然検討していないということではなく、今回はこういう勾配と状況からいったら、そういう舗装を手だてする必要ないという判断で、今回は通常どおりの安定処理をしていきたいという形で考えているものでございます。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

初めに、議案第75号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり決しました。

次に、議案第76号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり決しました。

議長 日程第7、議案第77号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました議案第77号 工事請負契約の締結について、提案内

容の説明をいたします。

この工事につきましては、平成14年度から実施しております門静地区の浸水対策で、昨年は海岸から316.82メートルの工事を実施し、今年度は国道横断部分を北海道開発局釧路開発建設部に工事の委託を行い、現在、工事中ですが、その前後のほか、望洋台団地に向かって雨水柵渠を新設し、地区の浸水対策を講じるものでございます。

内容であります。1、工事名、門静第1排水区雨水柵渠新設工事。

2、場所、厚岸町字門静。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条による共同企業体5社による指名競争入札です。

4、請負金額、金1億1,865万円也。

5、請負契約者、萩原・ホクホウ経常建設共同企業体。代表者として帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社。構成員として厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地16、ホクホウ建設株式会社です。

次ページをお開きください。

参考として、1、工事概要ですが、工事延長、長さ330.21メートル。波形鋼製柵渠、有効断面、幅3,500ミリメートル×高さ2,000ミリメートル。長さ78.40メートル。有効断面、幅2,500ミリメートル×高さ2,000ミリメートル。長さ251.0メートル。有効断面、幅1,500ミリメートル×高さ2,000ミリメートル。長さ0.81メートル。転落防止柵、長さ676.39メートル。管理用道路、長さ324.81メートル。

2、工期、着手、平成15年9月30日から完成平成16年3月10日までとするものです。

3、位置図、平面図、標準施工断面図、別紙説明資料のとおりであります。次ページをお開きください。

位置図でございますが、海岸から国道付近までは平成14年度に施工し、太線の実線部分が今年度施工区間でございます。波線については平成16年度施工予定区間でございます。

次ページをお開きください。

平面図ですが、図面左側の国道前後については有効断面、幅3.5メートル、高さ2メートルの波形鋼製柵渠を海側では長さ40.06メートル、山側では長さ38.34

メートルの合計で78.4メートルとなります。その上のTの字のところから右側については有効断面、幅 2.5メートル、高さ 2メートルの波形鋼製柵渠を望洋台団地に向かって長さ 251メートルを施工し、Tの字から左側については、有効断面、幅 1.5メートル、高さ 2メートルの波形鋼製柵渠を長さ0.81メートル施行し、全延長 330.21メートルにわたり波形鋼製柵渠を新設するものでございます。

次に、標準施工断面図ですが、有効断面、幅 3.5メートルから 1.5メートル、高さ 2メートルの波形鋼製柵渠を設置のほか、その横には幅 2.5メートルの管理用道路を造成し、さらに柵渠の両側には危険防止のため、高さ 1.2メートルの転落防止柵を設置するものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。
ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 日程第8、議案第78号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました議案第78号 工事請負契約の変更について、その提案理由の説明を申し上げます。

平成14年6月19日議案第47号をもって議決を得た、工事請負契約の締結についての一部を変更する内容でございますが、本工事は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の第3条に基づく障害対策事業の、別寒辺牛川水系土砂流出対策工事として防衛施設局の承認を受け、平成14年度よりフッポウシ川砂防ダム建設工

事に着手いたしました。工事用道路施工段階で自然保護団体や厚岸漁業協同組合などから、砂防ダム建設に伴う環境等への影響を危惧する声や、影響調査の実施・第三者機関の検討委員会による検討要望等があり、防衛施設局と協議し、本年4月に検討委員会を立ち上げ現在に至っておりますが、調査検討の結果が出るまでにはまだ相当の時間を要することと、委員会の提言に基づき今後の土砂流出対策工を考える必要があることから、フッポウシ川砂防ダム建設工事未施工部分のダム基礎工及び堤体工の一部工事を見合わせておりましたが、今般、今後の対応について防衛施設局と協議したところ、工事用道路のみを施工完成させ、他工種については工事を取りやめ、当面実施しないことになったため、設計変更を行い工事請負契約の変更を行おうとするものであります。

25ページをお開きいただきたいと思います。

内容であります。変更前、変更後とございます。

1、工事名については変更ございません。

2、場所についても変更はございませんが、平成14年11月25日、字名改正の告示により表示が厚岸町別寒辺牛に変わりました。

3、契約の方法についても変更はございません。

4、請負金額、変更前が2億7,615万円でありましたが、変更後は9,462万6,000円となり、1億8,152万4,000円の減額となったものであります。

5、請負契約者についても変更はございません。

次ページをお開きください。

参考として、区分の工事概要、変更前、変更後とございますが、工事用道路については変更ございません。1期工事については工事取りやめによる未施工となるものであります。

次に、2の工期については、着手は平成14年6月25日で変わりませんが、完成は平成15年10月31日となっておりますが、変更後では着手は変わりませんが、完成が平成15年11月28日となったものです。これについては、設計変更に伴う工事の実施がそういうふうにならざる形になるものでございます。

3、位置図、平面図、側面図、正面図、別紙説明資料のとおりでございますが、次ページをお開きください。

位置図であります。茶内原野幹線道路終点から入った矢白別演習場内の道路か

ら、フッポウシ川砂防ダム建設箇所までの実線で表示した部分が工事用道路でございまして、斜線部の小さな部分の四角がダムの建設予定地でございました。

次ページをお開きください。

平面図でございますが、演習場内嵐山道から砂防ダム建設予定地までの平面図土工定規図でございますけれども、これらについても変わりはありません。

次ページをお開きください。

フッポウシ川砂防ダム全体の平面図、側面図、正面図であります。工事取りやめにより未施工となるものであります。

以上、簡単雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

14番。

1 4 番

この砂防ダム、フッポウシのダムは、今、取りやめの理由を説明されましたね。道路は何で取りやめないんですか。この道路はダムのためにつくられる工事用道路でしょう。ダムの工事をやめて、この道路だけ残してどうするんですか。何かほかに使い道がありますか。税金のむだ遣いではないんですか。

議 長

建設課長。

建設課長

お答え申し上げます。

工事を見合わせる段階までに大部分が工事の部分はできてございます。その結果、検討委員会の先生の方々や地元の漁業者の方々、いろいろな方々が現地は一応見てございます。その上に立って、現状の施工途中の状況の道路の管理であれば、当然、さらにのり面や何かが崩壊してきて切り土のままですから、そういう状況のままではさらに二次災害等起こす要素があるだろうし、さらに環境悪化につながるのではないのか。したがって、その道路は今後、整備手法がどういう形で土砂流出対策になるかわかりませんが、管理用の道路としては現状のままよりは、まず完成させて環境に対するさらなる悪さをしないように、そこまでは整備しなさいという考え方になりまして、実施するべきものであって、今後のその利用云々という話は、今後、検討委員会を含めてどんな手法になるのかという形になって議論されるのであって、今の段階でそれが現状のままであることの悪さよりは整備した方がいいという判断で整備しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 14番。 14番 現地を見ておりませんので、あなたの言うことを信用しなければならないのかなというふうに思いますが、それでは、約2キロに及ぶ道路はどの程度できているんですか。金額的にはどのくらいになっているんですか、でき上がったところは。残されたのはどのくらいあるんですか。二次災害とか何とかというふうにおっしゃっておられるけれども、最初にできたトライベツ川のダム、あの工事用道路と比較して、この切り通しみたいに山肌を削ってつくったとか、そういうような状況なんですか。どうなんですか、その辺は。

議 長 建設課長。 建設課長 基本的には既にでき上がっている、工事を見合わせる段階までの段階では、おおむね8割の道路についてはでき上がっている状況です。したがって、詳しくは資料を持ってこないとあれですけども、ほとんどでき上がっている状況、ほとんどとは言いますが、真ん中部分、それから入り口部分、それからちょうど終点の部分、それとのり面とか排水とか、そういう部分が残って、おおむね8割程度はでき上がっている状況でございました。

それと、当然、トライベツ道路については約1キロ程度の道路、今回は2キロ近い道路という形の中で、やはり入り口部分といいますか、嵐山道路から行く部分については平地なんですけれども、河川の流域に近くに従ってかなりの切り土とか、盛り土とかという形が出てきています。そういう意味では、やはりトライベツのダムのところもちょうどダムにおりていくところに切り土がかなり大きくなってきていますけれども、それと同じように河川流域近くに従って切り土、盛り土が大きくなってくると。そういう断面で現在、途中の部分までは植栽もしているんですけども、やはり終点部分というのが全然施工が途中だったものですから、張り芝とか、そういう植栽を行っていない。したがって、風化した土砂がどんどん流れて、側溝をまた埋めつづす、そういうことを黙って放置していくとどんどん海にも悪さをするという形になるという考え方の中では、今の段階でその工事用道路については完成して、そういう土砂が流域に流れない形をとろうという形の中で整備を進めるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

14番 金額はどのくらいなんですか。 議 長 暫時休憩します。 休憩時刻13時51分

議長 再開します。 再開時刻 13時55分

建設課長。

建設課長 貴重な時間をとり、まことに申しわけございません。

8月末現在での道路関係の出来高の関係でございますが、おおむね8月末現在で8,200万円までの事業費的には、工事的には出来形を確認してございます。

それで、ちょっと説明不足の部分もありましたが、ほとんど河川のダム建設予定地の位置までの開削等は全部終わってございます、道路の分は。ただ途中の道路の路盤改良を行っていない分と、それから一番河川に近い部分ののり面、切り土のところ植栽をしていないという状況なものですから、そこからどんどん、現在も含めて土砂が落ちてきているという状況でございますので、それらの対策はやはりそこに張り芝、吹きつけ植栽とかして、環境を何とか現状のままで、放っておくとより悪くなるので、その部分だけは取り進めようということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 14番。

14番 ご理解できないけれども、大体あと1,000万円ぐらい金額的には残っていると。道路本体は大体終わったんだと。あとは張り芝とか、そういうものが残っているということのようですから、しぶしぶあれすることにはしますけれども。

それから、このダムの本体そのものが工事の取りやめをしたというのに、工期がさらに延びるといのはどういうことなんですか。常識では考えられないでしょう。

議長 建設課長。

建設課長 当然、工事を見合わせていたという形の中では工事が進んでございませんでした。そして、今回この工期内で施工するには植栽も含めて早い時期にできればやりたいんですけども、9月そのものは米海兵隊の演習のために一切入れない状況という形の中でいくと、当然、10月1カ月での工事完成というのは難しいという形でございますので、1カ月さらに工期を延ばして施工、完成させようという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第9、議案第79号 厚岸町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

町民課長

ただいま上程いただきました議案第79号 厚岸町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページでございます。

このたびの条例の一部改正は、平成14年度から進められております字名改正並びに地番変更に伴う町有施設の所在地を改めようとするものでございます。

平成15年7月14日に告示、施行されました尾幌地区の第2段階でありまして、平成15年11月17日告示予定分でございます。

資料として、議案第79号説明資料、厚岸町墓地及び霊園条例の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

議案本文の内容でございますが、厚岸町墓地及び霊園条例の別表中、尾幌墓地の位置を「大字苫多村字尾幌1番」を「尾幌2337番」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、字名改正の告示行為に基づき、平成15年11月17日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

(な し)

議 長

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

日程第10、議案第80号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長

ただいま上程いただきました議案第80号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由について説明申し上げます。

今回の改正は、宮園団地の建てかえ事業により完成予定の1棟20戸の別表への加入と、老朽化した既設公営住宅の解体除却に伴う別表からの削除でございます。

31ページをお開きください。

厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例

厚岸町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める内容でございますが、議案第80号説明資料厚岸町営住宅管理条例新旧対照表により説明申し上げます。

1点目は、老朽化した既設公営住宅の解体除却に伴う別表からの削除でございますが、宮園町 194番地 227に建設されていた現行の別表番号2番、昭和42年建て、B-7号棟4戸、番号3番、昭和43年建て、B-11号棟4戸、番号6番、昭和44年建て、B-9号棟の4戸が削除となり、順次、項を繰り上げる形になり、新たに宮園団地建てかえ事業により、本年9月完成予定のM-6号棟、1棟20戸を表末尾へ追加する内容でございます。

改正番号40番、位置は宮園町 194番 227、棟番号はM-6号、建設年度は平成15年、構造は中層耐火構造で、室構成は3LDK2階から5階で8戸、2LDK1階から5階で12戸です。備考欄には建具・畳・給湯器・浴槽・シャワー付きという内容になっております。

これによりまして厚岸町全体の町営住宅の戸数は、梅香団地が44戸、有明が40戸、奔渡が100戸、宮園が144戸、白浜が56戸、上尾幌が16戸の計400戸という状況に

なります。

議案書に戻っていただきまして、附則条項でございますが、この条例は、入居開始予定の平成15年11月1日から施行しようとするものであります。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

2番。

2番 今、上尾幌の住宅は16戸ですか。この表で見ると、昭和41年築だというんですけども、一番古いんですね。古い住宅に何戸入居されていますか。

議長 建設課長。

建設課長 古い住宅の方には2戸入居してございます。

議長 2番。

2番 今、上尾幌以外の住宅ではふろのない住宅というのはあるんですか。浴槽のついていない住宅はあるんですか。

議長 建設課長。

建設課長 上尾幌と、それから有明と、それから奔渡の古い住宅、これが一応まだついていないという形でございます。

議長 2番。

2番 これは前も私は議会でお話ししたことがあるんですけども、上尾幌の場合、銭湯もない、そういう地域なんです。今どき住宅にふろがないなんて、人権の尊重というか、生活権の、その辺はもう少し何か……、その辺どういうふうに考えますか。ふろのない住宅なんていうのは。

議長 建設課長。

建設課長 古い住宅、当時の建設基準とか、そういう形の中では当然その当時では許された状況という形の中ではそれぞれ皆さん、苦労しながらそういう形で入居してきたというのが現状かと思ひます。確かに今の現在の住宅事情、整備事情となると当然浴槽がついているのが当たり前ですけども、当時の事情としてはそういうことだった。今後、改善、改修されていく中では、当然そういうものは設置されなければならない問題だというふうに考えてございます。

ただ、今現在のものをどうするかという考え方については、やはりこういう事情、新しく建てかえるとか、そういう事情がなかなか今難しい事情、いずれにしても厚岸町営住宅のあり方そのものは、住宅マスタープランの中を含めて考えていかなければならない。今後の整備手法の中で検討されていかなければならないというふう

議 長 2番。 2

これはやはり人権も伴ってくる話だと思うんです。若い者であれば自分で自家用車でどこかにふろ入りに行くこともできるんですけども、あそこに入居されている方は最高齢者は91歳です。あとは78か77か、もう80歳近い方、そういう方になかなかふろにも入れない。たまに家族の方が来て、ふろに連れていくようなんですけども、これは早急に新しい住宅を考えていただきたいんです。町長、いかがでしょうか。その辺は。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきたいと思います。

現実の姿としては好ましくない住宅になっていることは重々承知であります。しかしながら、財政等大変厳しいときでございまして、今後の一つの検討課題としてお受けさせていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひしたいと存じます。

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 企業会計決算審査特別委員会開会のため本会議を休憩いたします。

休憩時刻 14時10分

議 長

再開いたします。

再開時刻 16時54分

本日はこの程度にとどめ、延会いたします。

延会時刻 16時54分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年9月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員